相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区氷室町一丁目一〇八号、最後の住所神戸市兵庫区氷室町一丁目二番一七号　被相続人　亡　水利　康一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル六階白川・本郷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本郷　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市高宮町原田二四二番地、最後の住所広島県安芸高田市高宮町原田一八四〇番地二　被相続人　亡　米田　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十日

広島県三次市三良坂町灰塚一四番地五、事務所広島県三次市三次町一六〇五番地二　相続財産管理人　今井　秀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字上宇部一九五六番地、最後の住所山口県美祢市伊佐町河原二四〇番地四　被相続人　亡　八幡　祥雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十日

山口県美祢市美東町大字綾木二三四三番第一地　相続財産管理人　阿部　妙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市玉川町龍岡上丙二一二番地、最後の住所愛媛県西条市高田九一六番地　被相続人　亡　田鍋三千年

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十日

事務所愛媛県今治市南宝来町二丁目三番地七弁護士法人しまなみ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　市川　聡毅

無縁墳墓等改葬公告

久池井地区墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者（祭祀承継者）並びにこれら墓所に埋蔵されている死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年八月十日

一、墳墓等所在地　佐賀県大和町大字久池井字五本杉二八九二番地

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　佐賀県佐賀市大和町大字久池井字久池井二五五〇番地一　久池井自治会　会長　江原　繁男

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社藤丸家具店友の会

二、代表者の氏名　代表取締役　藤丸幸典

三、本店の所在地　愛知県小牧市中央二丁目三番地

平成二十四年八月十日

愛知県小牧市中央二丁目三番地　株式会社藤丸家具店友の会　代表清算人　藤丸　幸典

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十四年五月二十一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階　新構造技術株式会社確定給付企業年金　清算人　本山　正人

四、許可年月日　昭和五十四年一月四日

五、営業を廃止した年月日　平成二十四年三月三十一日

六、営業保証金等の金額

営業保証金　金十一万円

前受業務保証金　金五百三十万円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中部経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 24 年８月 10 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社武南住宅　②埼玉県知事(7)12593　③取締役　田中謙一　④埼玉県川口市朝日６丁目22番16号　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県川口市朝日６丁目22番16号　有限会社武南住宅　取締役　田中謙一

①みずほ信不動産販売株式会社　②国土交通大臣(7)3529　③代表取締役　遠山光良　④東京都中央区八重洲１丁目１番８号　廃止した従たる事務所　東京都杉並区上荻１丁目９番１号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区八重洲１丁目１番８号　みずほ信不動産販売株式会社　代表取締役　遠山光良

①みずほ信不動産販売株式会社　②国土交通大臣(7)3529　③代表取締役　遠山光良　④東京都中央区八重洲１丁目１番８号　廃止した従たる事務所　東京都練馬区光が丘５丁目１番１号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区八重洲１丁目１番８号　みずほ信不動産販売株式会社　代表取締役　遠山光良